

1 許可又は起業の認可をすべき船舶の数及び船舶の総トン数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力数	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶の数	漁業を営む者の資格
ぐち固定式刺網漁業	別記の操業区域 の（１）と（２）	９月１日から 翌年４月３０日まで	制限なし	制限なし	操業区域の（１）と（２） の合計で１２隻	別記の漁業を営む者の資格 の（１）～（７）
	別記の操業区域 の（３）－①				３隻	
	別記の操業区域 の（３）－②				３隻	
	別記の操業区域 の（３）－③				３隻	

別記 操業区域

- （１） 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク、ケ、コ、サ、シ、ス、セ、ソ、タ、チ、ツ、テ、ト、ナ、ニ、ヌ、ネ、ノ、ハ及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた海域。ただし、のり養殖免許漁場間の縦船通しを除く。

ア 第３３２号鋼管 イ 第３３５号鋼管 ウ 第３３７号鋼管 エ 第３５０号鋼管 オ 第３９２号鋼管 カ 第３５１号鋼管
 キ 第３９５号鋼管 ク 第３７４号鋼管 ケ 第３７５号鋼管 コ 第４３１号鋼管 サ 第４３２号鋼管 シ 第４２９号鋼管
 ス 第５８号鋼管 セ 第４２２号鋼管 ソ 第４４４号鋼管 タ 第４１４号鋼管 チ 第４０４号鋼管 ツ 第４０３号鋼管
 テ 第４００号鋼管 ト 第３７９号鋼管 ナ 第３９７号鋼管 ニ 第３６７号鋼管 ヌ 第３９６号鋼管 ネ 第３６０号鋼管
 ノ 第３５８号鋼管 ハ 第３９４号鋼管 （鋼管の緯度経度及び緯度経度に基づく操業区域図は別紙のとおり）

- （２） 次の第１種区画漁業権（のり養殖業）免許漁場内

- ① 有区第１２１２号、有区第１２１３号、有区第１２１４号、有区第１２１６号
 ② 有区第１２１５号、有区第１２１７号、有区第１２１８号、有区第１２１９号、有区第１２２２号、有区第１２２４号、有区第１２２６号、
 有区第１２２８号、有区第１２２９号、有区第１２３０号、有区第１２３１号、有区第１２３２号、有区第１２８７号

- （３） 次の第１種区画漁業権（のり養殖業）免許漁場内

- ① 有区第１１９４号、有区第１１９５号、有区第１１９８号、有区第１２０３号、有区第１２０４号、有区第１２０６号、有区第１２０７号、
 有区第１２１０号
 ② 有区第１２７２号、有区第１２７３号
 ③ 有区第１１７４号、有区第１１８５号、有区第１１８６号、有区第１１８７号、有区第１１８８号、有区第１１８９号、有区第１１９０号、
 有区第１１９１号、有区第１１９２号

別記 漁業を営む者の資格

- (1) 佐賀県有明海漁業協同組合の正組合員であり、かつ、次に掲げる操業区域ごとに定める者
 - ア 操業区域(1) 新有明支所、白石支所(旧 白石町北明支所)、鹿島市支所に属する者
 - イ 操業区域(2) - ① 白石支所(旧 白石町北明支所)に属する者
 - ウ 操業区域(2) - ② 新有明支所に属する者
 - エ 操業区域(3) - ① 久保田町支所に属する者
 - オ 操業区域(3) - ② 大浦支所に属する者
 - カ 操業区域(3) - ③ 福富町支所に属する者
- (2) 過去1年間に漁業関係法令違反による司法処分を受けていない者
- (3) 固定式刺網漁業の許可を有している者
- (4) 操業区域内におけるのり養殖漁業権者の同意のある者
- (5) 佐賀県漁業調整規則第10条第1項各号のいずれにも該当しない者
- (6) 適切な資源管理を実践できる者
- (7) 漁業の生産力の向上に努めようとする者

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

・令和7年8月1日から令和7年8月18日まで

・申請期間に到着し、受付けた申請の数(以下「受付数」という。)が、操業区域ごとに定める許可又は起業の認可をすべき船舶の数(以下「最高隻数」という。)に到達しないときは、申請期間の最終日の次の開庁日を新たな申請期間として追加する。

・令和8年3月31日までの期間において、受付数と申請期間の最終日時点で有効な許可又は起業の認可を受けている船舶の数を足した数が最高隻数に到達するまでは、最後に追加した申請期間の次の開庁日を更に新たな申請期間として追加することを繰り返す。ただし、最後に追加した申請期間より前の申請期間に受付けたもののうち、許可、起業の認可若しくは不許可の処分又は申請の取下げをしたものについては、これを受付数から除く。